

事務連絡
令和 2年 4月 27日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）
全国健康保険協会
健康保険組合連合会
国民健康保険中央会

御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症の影響による審査委員会の審査決定について

柔道整復師並びにはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の審査については、必要な感染拡大防止を講じつつ実施をお願いします。

なお、当分の間、審査において、「柔道整復療養費審査委員会」及び「はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費審査委員会」を開催することにより、新型コロナウイルス感染の拡大を招くリスクがあると判断される場合には、「柔道整復師の施術に係る療養費に関する審査委員会の設置及び指導監査について」（平成 11年 10月 20日保発第 145号・老発第 683号）及び「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の審査委員会の設置基準について」（平成 30年 6月 12日保発 0612 第 3号）の審査の規定にかかわらず、必要に応じて審査委員の 2分の 1未滿の出席により審査決定をすることや審査委員長の一任により審査決定をすることもやむを得ないと解することとしたのでお知らせします。

また、特に当該リスクが高い都道府県においては、審査委員への新型コロナウイルス感染症の感染を防止する観点から、柔軟な業務体制をすることも差し支えないこととします。

この取扱いにより審査を行う期間については、関係者と協議の上、別途連絡します。上記について、貴管内関係者に対する周知等をお願いします。

